五　次に掲げる繊維のくずであって、再生利用するために調整されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）		
イ～ヲ　（略）		
ワ　ねん糸、ひも、網若しくはケーブルのぼろ又はくず（紡織用繊維のものに限る。）であって次に掲げる物		
(1)・(2)　（略）		
六～十八　（略）	（略）	（略）
四　無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物		
一・二　（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	
備考		
1・2　（略）		

別表第四

一　金属又は金属を含む物であって次に掲げる物		
一～十四　（略）	（略）	（略）
十五　プリント配線基板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	（略）	（略）
十六・十七　（略）	（略）	（略）
十八　電気及び電子機器、電気及び電子機器の部品又はこれらのくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）	A一一八一	
イ～ア　（略）		
十九　（略）	（略）	（略）
二　無機物を主成分とし、かつ金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物		
一・二　（略）	（略）	（略）
三　触媒（一の項第十四号並びに別表第三の一の項第十三号又は第十四号に掲げる物を除く。）	（略）	（略）
四～六　（略）	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）

五　次に掲げる繊維のくずであって、再生利用するために調整されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）		
イ～ヲ　（略）		
ワ　ねん糸、ひも、網若しくはケーブルのぼろ又はくず（紡織用繊維のものに限る。）であって次に掲げる物		
(1)・(2)　（略）		
六～十八　（略）	（略）	（略）
四　無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物		
一・二　（略）	（略）	（略）
三　使用済みのレンズ付きフィルム（別表第四の一の項第十六号又は第十七号に掲げる物を含まないものに限る。）	B四〇三〇	
備考		
1・2　（略）		

別表第四

一　金属又は金属を含む物であって次に掲げる物		
一～十四　（略）	（略）	（略）
十五　プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	（略）	（略）
十六・十七　（略）	（略）	（略）
十八　電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）	A一一八〇	
イ～ア　（略）		
十九　（略）	（略）	（略）
二　無機物を主成分とし、かつ金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物		
一・二　（略）	（略）	（略）
三　触媒（一の項第十四号並びに別表第三の一の項第十四号又は第十五号に掲げる物を除く。）	（略）	（略）
四～六　（略）	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）